

岩倉市地域防災計画 (風水害等災害対策計画編)

新旧対照表

頁	修正後	修正前	改正理由
<p>1 第1編 総則</p> <p>5 第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>7 3 指定地方行政機関</p> <p>(1) 名古屋地方気象台 (略)</p> <p>8 (2) 中部地方整備局</p> <p>ア 災害予防 (略)</p> <p>イ 初動対応</p> <p>(ア) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>(イ) 情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策に対する支援を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1) 名古屋地方気象台 (略)</p> <p>(2) 中部地方整備局</p> <p>ア 災害予防 (略)</p> <p>イ 初動対応</p> <p>(ア) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>(イ) 情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>(追記)</u>その他災害応急対策に対する支援を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>	
<p>13 第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進 (略)</p> <p>14 第2節 <u>消防団・自主防災組織の育成</u>・ボランティアとの連携</p> <p>1 市及び県における措置</p> <p><u>(1) 消防団の充実強化</u></p> <p><u>県及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 防災関係団体ネットワーク化</u> (略)</p> <p><u>(3) 災害ボランティアセンター</u></p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進 (略)</p> <p>第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u>・ボランティアとの連携 <u>(追記)</u></p> <p><u>(1) 防災関係団体ネットワーク化</u> (略)</p> <p><u>(2) 災害ボランティアセンター</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>	

頁	修正後	修正前	改正理由
16 17 29	<p>(略)</p> <p><u>(4) 自主防災組織の推進</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 防災ボランティア活動の支援</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 災害中間支援組織の育成等</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 連携体制の確保</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 企業防災の促進</p> <p>(略)</p> <p>2 市、県及び商工団体等における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>3 名古屋地方気象台における措置</u></p> <p><u>名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。</u></p> <p>第4章 建築物等の安全化</p> <p>第1節 交通関係施設対策</p> <p>(略)</p> <p>2 道路</p> <p>(略)</p> <p>(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化</p> <p>(略)</p> <p><u>(2) アンダーパス部等の道路の冠水防止</u></p> <p><u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u></p> <p><u>(3) 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の対策</u></p> <p><u>渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。</u></p> <p><u>(4) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(3) 自主防災組織の推進</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 防災ボランティア活動の支援</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 災害中間支援組織の育成等</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 連携体制の確保</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 企業防災の促進</p> <p>(略)</p> <p>2 市、県及び商工団体等における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>第4章 建築物等の安全化</p> <p>第1節 交通関係施設対策</p> <p>(略)</p> <p>2 道路</p> <p>(略)</p> <p>(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(2) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
<p>37</p> <p>39</p> <p>40</p>	<p>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 (略)</p> <p>5 情報の収集・連絡体制の整備等 (略) (2) 通信施設・設備等 (略) ウ 防災情報システムの整備 (略) <u>オ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u> <u>市、県及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u> (略)</p> <p>6 救助・救急等に係る施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。 <u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u> また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。 県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。 (略)</p> <p>8 物資の備蓄、調達供給体制の確保 (1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>新物資システム(B-PLo)</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 <u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保</u></p>	<p>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 (略)</p> <p>5 情報の収集・連絡体制の整備等 (略) (2) 通信施設・設備等 (略) ウ 防災情報システムの整備 (略) <u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p>6 救助・救急等に係る施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。 <u>(追記)</u> また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。 県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。 (略)</p> <p>8 物資の備蓄、調達供給体制の確保 (1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 <u>(追記)</u> なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資</p>	<p></p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

頁	修正後	修正前	改正理由						
47	<p><u>に努めるものとする。</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備等 1 市における措置 (略) (2) 指定避難所の指定 (略) ウ <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u></p>	<p>の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備等 1 市における措置 (略) (2) 指定避難所の指定 (略) ウ <u>避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</u></p> <p><u>エ 一人当たりの必要占有面積は以下のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1617 1102 2433 1312"> <tr> <td><u>1 m² / 人</u></td> <td><u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u></td> </tr> <tr> <td><u>2 m² / 人</u></td> <td><u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u></td> </tr> <tr> <td><u>3 m² / 人</u></td> <td><u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u></td> </tr> </table> <p><u>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u></p> <p><u><新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積></u> <u>一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する）。</u></p> <p>オ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>(追記) 備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u></p> <p>カ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。</p>	<u>1 m² / 人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>	<u>2 m² / 人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>	<u>3 m² / 人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>	<p>正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
<u>1 m² / 人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>								
<u>2 m² / 人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>								
<u>3 m² / 人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>								
48	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u></p> <p><u>オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。</u></p>								

頁	修正後	修正前	改正理由
	<p><u>カ</u> 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</p> <p><u>キ</u> <u>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>指定福祉避難所の指定</u></p> <p>ア 市は、<u>指定一般避難所内</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>指定福祉避難所</u>として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>イ 市は、<u>指定福祉避難所</u>として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p><u>(2) キへ移行</u></p> <p><u>ウ</u> 市は、<u>指定福祉避難所</u>について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>指定福祉避難所</u>として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>エ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>指定福祉避難所</u>で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>指定福祉避難所</u>へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽、防災井戸、</u>テント、仮</p>	<p><u>キ</u> 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</p> <p><u>(3) ウより転記)</u></p> <p>(3) <u>(追記) 福祉避難所の整備</u></p> <p>ア 市は、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>(追記)</u>福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>イ 市は、<u>(追記)</u>福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p><u>ウ</u> <u>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>エ</u> 市は、<u>(追記)</u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>(追記)</u>福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>オ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>(追記)</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>(追記)</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>(追記)</u>テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、</p>	<p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法 施行規則を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法 施行規則を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
49	<p>設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、<u>炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、<u>受入体制を住民へ周知徹底する。</u></p> <p>(略)</p> <p>カ <u>(削除)</u> 感染症対策について、<u>(削除)</u> 平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>(削除)</u> 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(7) 避難者等の情報把握</u></p> <p><u>市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></p> <p><u>ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入</u></p>	<p>毛布、段ボールベッド、パーティション <u>(追記)</u> 等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>(追記)</u> ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討<u>する。</u></p> <p>(略)</p> <p>カ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、<u>感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、</u>平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
53	<p><u>れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略)</p> <p>(6) 災害ケースマネジメント</p> <p><u>市及び県</u>は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>第3節 帰宅困難者対策</p> <p>1 市及び県における措置 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 徒歩帰宅者支援の環境整備</u></p> <p><u>大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。</u></p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略)</p> <p>(6) 災害ケースマネジメント</p> <p><u>県及び市</u>は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>第3節 帰宅困難者対策</p> <p>1 市及び県における措置 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>定義の明確化</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
54	<p>第9章 広域応援・受援体制の整備</p> <p>第1節 広域応援・受援体制の整備</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(3) 受援体制の整備</p> <p>市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、<u>以下のような</u>受援体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>第9章 広域応援・受援体制の整備</p> <p>第1節 広域応援・受援体制の整備</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(3) 受援体制の整備</p> <p>市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため<u>の</u>受援体制の整備に努めるものとする。 <u>特に、</u>庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
55	<p><u>ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u> <u>(削除)</u> 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<u>(削除)</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>イ 宿泊場所等の確保</u> <u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 訓練等の実施</u> <u>(削除)</u> 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 1 市及び県における措置 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略)</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、<u>市及び県</u>は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p>	<p>の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>また、</u>市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 1 市及び県における措置 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略)</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、<u>県及び市</u>は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
56	<p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上 ■ 基本方針 (略)</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p>	<p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上 ■ 基本方針 (略)</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>(追記)。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
57	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	

頁	修正後	修正前	改正理由
61 90 94	<p>1 市における措置 (略)</p> <p>(4) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>第3編 災害応急対策 第4章 応援協力・派遣要請 第5節 防災活動拠点の確保等 1 市における措置 (略)</p> <p>(3) 物資の輸送拠点について、<u>市及び県</u>は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム (B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。<u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>1 市における措置 (略)</p> <p>(4) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>(追記)</u>持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>第3編 災害応急対策 第4章 応援協力・派遣要請 第5節 防災活動拠点の確保等 1 市における措置 (略)</p> <p>(3) 物資の輸送拠点について、<u>県及び市町村</u>は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。<u>(追記)</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
98 99	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>災害看護コーディネーター</u>、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>第2節 防疫・保健衛生 1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 防疫措置 (略)</p>	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>(追記)</u>医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>第2節 防疫・保健衛生 1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 防疫措置 (略)</p>	<p>医療法の改正に伴う修正</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
111	<p>ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の開設・運営 1 市における措置 (略) (4) 避難所の運営 (略) エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u> (略)</p>	<p>ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>(追記)</u>被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の開設・運営 1 市における措置 (略) (4) 避難所の運営 (略) エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>(追記)</u> (略)</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
112	<p>ク 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 <u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u> なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。 ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、<u>内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</u></p>	<p>ク 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 <u>(追記)</u> なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。 ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>に対して、その</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
	<p><u>コ 在宅避難者等の支援拠点</u> <u>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>サ 車中泊避難を行うためのスペース</u> <u>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>シ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</u> (略)</p> <p><u>ス ペットの取扱</u> 必要に応じて、ペットの<u>飼養</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼養場所や飼養ルールを飼い主</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について</u>、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>セ 避難の長期化に伴う対応</u> <u>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) プライバシーの確保状況</u> <u>(イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u> <u>(ウ) 洗濯等の頻度</u> <u>(エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u> <u>(オ) 暑さ・寒さ対策の必要性</u> <u>(カ) 食料の確保、配食等の状況</u> <u>(キ) し尿及びごみの処理状況</u> <u>(ク) 避難者の健康状態</u> <u>(ケ) 指定避難所の衛生状態</u></p> <p><u>ソ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請</u></p>	<p><u>(追記)</u></p> <p><u>コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</u> (略)</p> <p><u>サ ペットの取扱</u> 必要に応じて、ペットの<u>飼育</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼育場所や飼育ルールを飼育者</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>(追記)</u> 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請</u></p>	<p>修正 防災基本計画修正及び環境省ガイドラインを踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
113	(略) <u>タ</u> 感染症対策 (略)	(略) <u>ス</u> 感染症対策 (略)	
115	第10章 水・食品・生活必需品等の供給 ■ 基本方針 (略) ○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、 <u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u>	第10章 水・食品・生活必需品等の供給 ■ 基本方針 (略) ○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、 <u>(追記) 夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
123	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策	
127	第5節 通信施設の応急措置 1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 <u>加えて、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u> また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。	第5節 通信施設の応急措置 1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 <u>(追記) また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
128	第7節 ライフライン施設の応急復旧 <u>及び海路・空路の活用</u> (略) (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 <u>及び海路・空路の活用</u> 合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。	第7節 ライフライン施設の応急復旧 <u>(追記)</u> (略) (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 <u>(追記)</u> 合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。 <u>(追記)</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正

頁	修正後	修正前	改正理由
<p>157</p> <p>160</p> <p>165</p> <p>166</p> <p>167</p>	<p><u>また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</u></p> <p>第2章 住宅対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(ブルーシートの展張等を含む)</u>、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p> <p>第5節 住宅の応急修理</p> <p>1 県及び救助実施市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>(ブルーシートの展張等)</u></p> <p>第4編 災害復旧・復興</p> <p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p> <p>第1節 公共施設災害復旧事業</p> <p>1 各施設管理者における措置</p> <p>各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。</p> <p><u>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>(略)</p> <p>(2) 要綱等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第2章 住宅対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(追記)</u>、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p> <p>第5節 住宅の応急修理</p> <p>1 県及び救助実施市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>(追記)</u></p> <p>第4編 災害復旧・復興</p> <p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p> <p>第1節 公共施設災害復旧事業</p> <p>1 各施設管理者における措置</p> <p>各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>(略)</p> <p>(2) 要綱等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
169	<p>第3章 災害廃棄物等処理対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物等の処理を迅速に実施する。</p>	<p>第3章 災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物 <u>(追記)</u> の処理を迅速に実施する。</p>	表記の整理
171	<p>第4章 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第1節 罹災証明書の交付</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第3節 被災者への経済的支援等 (略)</p>	<p>第4章 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第1節 罹災証明書の交付</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p><u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u></p> <p>第3節 被災者への経済的支援等 (略)</p>	表記の整理
173	<p>6 報道機関、各種団体等における措置 (略)</p> <p><u>7 中部管区行政評価局における措置</u></p> <p><u>中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u></p>	<p>6 報道機関、各種団体等における措置 (略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正